

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：\_\_\_\_\_様

事業者：居宅介護支援事業所SKC-Plan

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[2024年5月1日 現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0584-47-5870

営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 8:15～17:00

担当 介護支援専門員 藤本 ひづる 管理責任者 藤本 ひづる

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所SKC-Plan
所在地	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字東野3441番4, 3441番95, 3441番97, 3441番135
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (岐阜県 第2400430号)
サービスを提供する実施地域※	関ヶ原町・垂井町・大垣市上石津町・米原市(柏原、長久寺、池下、朝日、藤川、西山、北方、志賀谷、村木、大野木、堂谷、大鹿、山室、市場、本市場、天満、大清水、本郷、春照、加勢野、管江)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

介護支援専門員 2名 (常勤専従職員1名、常勤兼務職員1名 (管理者と兼務))

事務職員 1名 (非常勤専従職員)

### (3) 営業時間

① 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日

但し、国民の祝日、12月29日から1月3日、8月15日及び法人が定める休日を除く。

② 営業時間 8:15～17:00

③ 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

### 3. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書および居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書」参照

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) 1割負担の場合

#### ① 介護支援専門員1人あたり取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

#### ② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000円

入院時情報連携加算（Ⅰ）1ヶ月につき 2,500円

（Ⅱ）1ヶ月につき 2,000円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,500円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000円

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

#### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### 5. 秘密保持

1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

## 6. 複数の事業所選択と選定理由

- 1 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求められます。
- 2 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

関ヶ原町介護保険担当課

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58

電話番号：0584-43-1111 FAX：0584-43-2120

岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険課

岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1

電話番号：058-275-9826 FAX：058-275-7635

### (3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

## 8. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 9. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう留意するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

### 10. 感染症予防、まん延防止の対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね年2回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、従業者に対し感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### 11. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

### 12. 前6か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別途資料とする。

### 13. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団翠風会
設立	平成9年4月1日
所在地・電話	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3107番地の1 理事長 徳永 周二 電話 0584-43-2999
事業内容	有床診療所 訪問看護ステーション 有料老人ホーム 訪問介護ステーション

## 附則

- 1 本事項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 本事項改正は、令和5年9月1日から実施する。
- 3 本事項改正は、令和6年4月1日から実施する。
- 4 本事項改正は、令和6年5月1日から実施する。

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

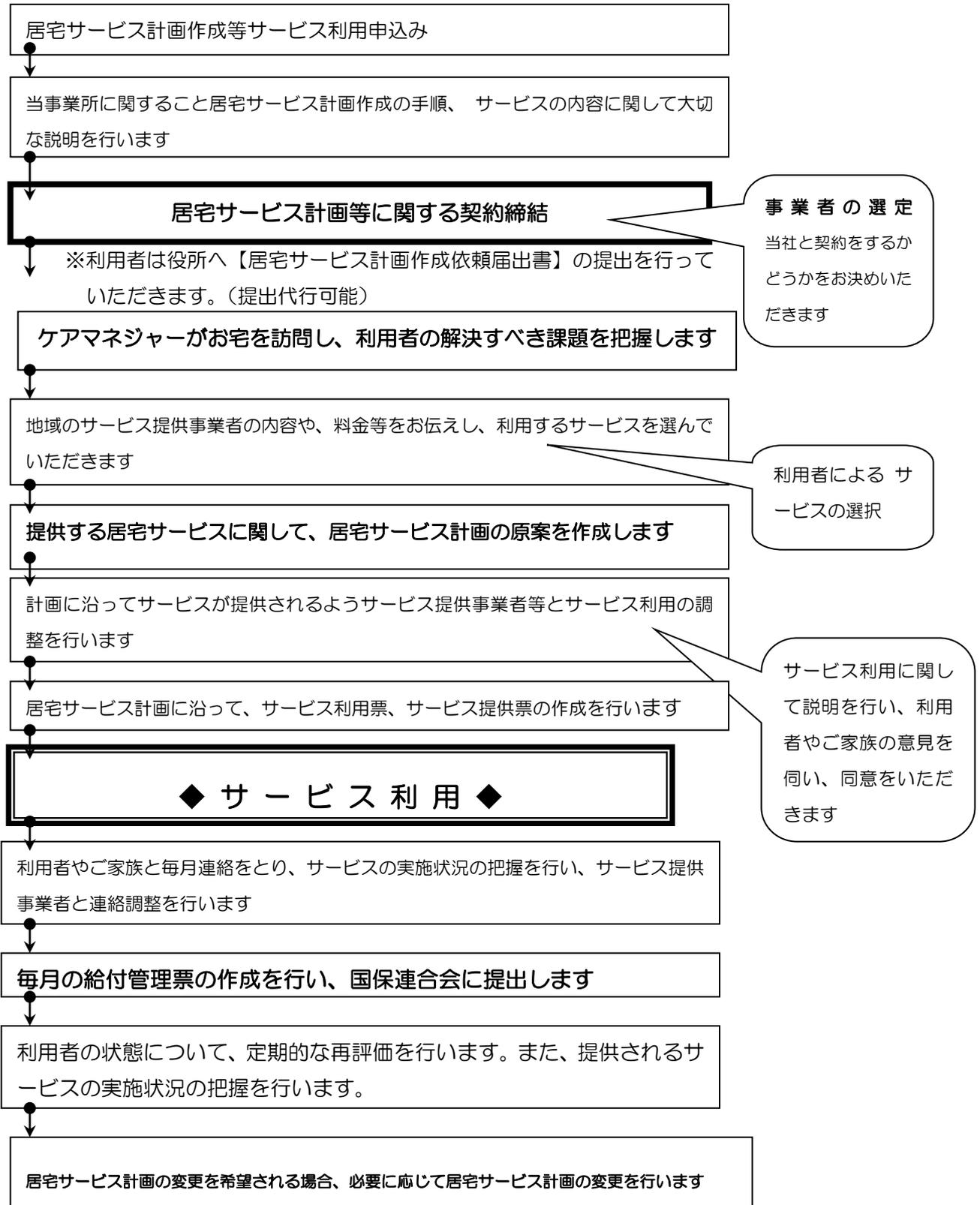
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 医療法人社団翠風会

理事長 徳永 周二 ㊟

【 事 業 所 】 居宅介護支援事業所SKC-Plan

【 説 明 者 】 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。

【 利 用 申 込 者 】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【 署 名 代 行 者 】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄)